

○総務省令第五号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月十九日

総務大臣 原口 一博

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令  
特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五十七号中、「第四章第二節の八」を「第三十七条の二十七の十及び第三十七条の二十七の十一」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五十七の二 設備規則第三十七条の二十七の十から第三十七条の二十七の十一までにおいてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送のうちデジタル放送又は高精細度テレビジョン放送を行う放送局に使用するための無線設備（受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。）であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

二第

二第  
二第

	○	○	○	○	備設線無の号七十五第項一第条
--	---	---	---	---	----------------

	○	○	○	○	備設線無の号七十五第項一第条
	○	○	○	○	備設線無の二の号七十五第項一第条

別表第一号一(3)アの表中

	○									
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

	○									
	8注○									

に改め、同(3)ウ中「又は第五十七号」を「第五

十七号又は第五十七号の二に改める。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--


別表第二号第六中「第57号」や「第57号又は第57号の2」に定める。  
別表第二号第六注12を次のように定める。

12 6の欄は、次によること。

- (1) 設備規則別図第4号の8の8において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差が±4.36MHzにおける平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。
- (2) 1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

なお、第2条第1項第57号の2に規定する放送局に使用するための無線設備の場合は、当該無線設備を構成する送信装置、受信装置又は中継線若しくは連絡線に接続する分配器等に接続する設備規則第37条の27の10の2に規定する有線テレビジョン放送施設等からの影響により、当該無線設備を構成する送信装置又は受信装置の電気的特性に変更を来すこととならないことを説明した書類を添付すること。

別表第二号第六注13(1)に次のただし書を加える。

ただし、第2条第1項第57号の2に規定する放送局に使用するための無線設備の場合は、当該無線設備と接続する設備規則第37条の27の10の2に規定する有線テレビジョン放送施設等に限りに記載を要しない。

様式第7号注4の表中

第2条第1項第57号に掲げる無線設備

OV

を

第2条第1項

第2条第1項

第57号に掲げる無線設備	OV
第57号の2に掲げる無線設備	UU

に改める。

### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。